

生活

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り

▼ごみ収集
12月31日(火)から1月2日(木)までの3日間は、ごみの収集を行いません。ごみリサイクルカレンダーで収集日を確認してください。

▼家庭生ごみ収集(拠点回収地区のみ)
12月31日(火)から1月2日(木)までの3日間は、家庭生ごみ収集を行いません。家庭生ごみ回収カレンダーで収集日を確認してください。

▼し尿くみ取り
12月28日(土)から1月5日(日)までの9日間は、し尿のくみ取りを行いません。早めに業者に依頼してください。依頼先は、ごみリサイクルカレンダーで確認してください。

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62)2114

ごみの分別について

町内のごみステーションにおいて、ごみの分別がされていない

年末年始町内医療機関診療予定表(12月25日~1月7日)

○：診療可 ×：休診

医療機関名	日にち曜日	12/25水	12/26木	12/27金	12/28土	12/29日	12/30月	12/31火	1/1水	1/2木	1/3金	1/4土	1/5日	1/6月	1/7火
浅見クリニック (63) 2200	午前	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○
	午後	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○
小川医院 (62) 2132	午前	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	午後	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×
かねこクリニック (72) 0660	午前	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	○	○
	午後	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○
野崎医院 (66) 2245	午前	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	午後	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
マリアクリニック (66) 2700	午前	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	午後	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
矢吹医院 (62) 2169	午前	○	○	○	○	×	○	12時まで	×	×	×	○	×	○	○
	午後	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○
町立病院 (62) 2350	午前	○	○	○	○	×	○	×	×	×	内科のみ	×	×	○	○
	午後	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○

【夜間救急】 会津若松市夜間急病センター 会津若松市山鹿町1-22(謹教コミュニティセンター) ☎(28)1199
年中無休 受付時間 午後6時30分~午後10時30分 診察開始は午後7時から
ただし、12月31日~1月3日の間は特別な診察時間となります。
(午前10時~午後4時、午後5時~午後10時30分)

ごみが見受けられます。ご家庭にお配りしています「ごみリサイクルカレンダー」を再度ご確認ください。燃やせるごみ(生ごみは、水切りをしつかり行う)・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装は、町指定のごみ袋または半透明のごみ袋に入れ、氏名を記入して出してください。

また、びん・ペットボトル・缶は、専用のコンテナに入れて古紙はひもで縛って出してください。

なお「ごみリサイクルカレンダー」に記載されていないごみにつきましては、町民生活課環境係にお問い合わせください。

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62)2114

水道

水道管の凍結や破損を防ぎましょう

水道管の防寒対策はお済みですか。気温が0度以下になると、水道管などが凍結し、水が出なくなったり、破損したりします。

商号または名称	所在地	電話番号
(有)猪苗代工務店	字板橋北 3246-1	(62)4645
(有)笠間設備工業	大字磐里字磐崎 1548-1	(62)2883
伊藤配管工業	字窪南 3655	(62)3018
宇南山設備	大字三ツ字東前畑 3315-1	(65)2265
野崎設備工業所	大字千代田字越分乙 8	(62)5176
(有)阿部伊三郎商店	大字磐里字八千代 46	(62)3626
(有)渡部住宅設備機器	大字壺楊字壺下 1	(66)2868
猪苗代設備工業所	大字千代田字千代田 6-6	(62)4434
(有)会津燃料	字御三壇 4123-2	(62)3229
小椋建設林業(株)	大字若宮字村東丙 701-1	(64)3329
小熊建設	大字若宮字家東乙 678	(64)2508
渋谷建設(株)	字渋谷 144-1	(64)2425
金子工業(株)	字五百苅 132-3	(64)2151
(株)五十嵐建設工業	字御三壇 4111	(62)3861
本間建設	大字長田字釜井 322	(65)2701
(有)鈴木設備	字見祢 5316-1	(62)3520
大栄工業(有)	大字蚕養字西高塚甲 2119	(64)2802

※町外業者は、町ホームページをご覧ください。

▼水道管を凍らせないために
①水抜き栓で管内の水を抜く
②水道管に保温材や電熱ヒーターを巻く
③蛇口から少量の水を流しておくなどの方法があります。

▼凍って水が出ないとき
保温材をはがしてタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をかけながらゆっくり溶かします。熱湯を直接かけると蛇口や水道管が破裂する場合がありますので、注意が必要です。

▼止水栓の点検をお忘れなく
屋内の水道管を修理したり、蛇口を交換したりする場合は、止水栓で水を一時止める必要があります。

あります。積雪前に場所を再確認してください。
また、水道故障の場合は、町の町指定事業者修理を依頼してください。

▼問い合わせ先
上下水道課 水道施設係
☎(62)5622



案内

プレミアム付商品券購入引換券交付申請期限を延長します

町では、消費税率の引き上げに伴う低所得者世帯(住民税非課税者)への影響緩和と、地域の消費の下支えをするために「プレミアム付商品券購入引換券」の申請受け付けを行っています。申請期限は、従来の期限を1ヶ月延長し、12月27日までとなります。期限を過ぎると購入引換券を受け取ることができませんので、ご注意ください。

なお、申請対象者となる可能性のある人には、すでに案内と申請書を郵送しています。

▼申請対象者
令和元年度の住民税が課税されていない人
※ただし、課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、どなたかの扶養となっているなど)や生活保護の受給者である場合などは、対象となりません。

▼申請方法
・申請書提出先 保健福祉課
・申請受付期限 12月27日(金)

募集

町教育委員会嘱託員

町教育委員会では、次のとおり嘱託員を募集します。

▼募集業務および予定人員
東中学校の用務員業務 1人

▼資格要件
・自動車普通免許がある人
・令和2年3月31日現在で満65歳以下の人

▼勤務条件
猪苗代町嘱託員の任用等に関する規則による

▼応募手続き
町指定の履歴書に記入し、写真を貼り付けて12月20日(金)までに教育総務課に提出してください。履歴書は教育総務課に備え付けてあります。

▼選考
面接試験により選考します。

▼雇用期間
令和2年1月6日から令和2年3月24日まで

▼応募・問い合わせ先
教育総務課 教育総務係
☎(62)5677

年金

「年金生活者支援給付金」請求手続きをお忘れなく

令和元年10月から始まった年金生活者支援給付金について、日本年金機構から請求手続きの案内が送付されています。手続きが遅れると、10月からの給付金を受け取ることができなくなってしまうので、まだ手続きがお済みでない人は、早めに請求書を提出してください。

なお、案内が届いていない場合でも、世帯構成が変更となった場合などは受給できる可能性があります。受給要件については、広報10月号をご覧ください。左記までお問い合わせください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。この手続きについて、口座番号をお聞きしたり、手数料を求めたりすることはありません。

▼問い合わせ先
給付金専用ダイヤル
☎0570(05)4092
町民生活課 国保年金係
☎(62)2114

税金

家屋の異動があった場合には必ず届出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産などを所有している人に課税される税金です。

家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届出をお願いします。

家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されませんが、届け出により翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合
取り壊した床面積の大小にかかわらず町税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。併せて現地確認も行います。

家を新築、増築した場合

○登記されている家屋の場合
該当する家屋の所在地を管轄する法務局で「建物滅失登記」を行なう必要があります。登記を行うと、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

完成した年の翌年から課税されます。

職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査の時間は1時間程度です(床面積の大小により異なります)。

基本的には職員が文書や電話などにより調査の日程などを調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

家屋の所有者に変更があった場合

届け出により取得した年の翌年から課税されます。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合
相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、町税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。

所有者の確認を行い、新たな所有者に翌年から課税します。

○登記されている家屋の場合
法務局で「所有権移転登記」を行なう必要があります。登記を行うと、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

※住宅用地に対する課税標準の特例
完成した年の翌年から課税されます。

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

▼小規模住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地【課税標準額】
土地の決定価格の6分の1

▼一般住宅用地

住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地【課税標準額】
土地の決定価格の3分の1
なお、10倍を超える部分の土地については、住宅用地特例の適用はありません。

また、家屋の新増築や取り壊しなどを行った場合につきましては、住宅用地に対する課税標準の特例の変更(届出)が必要となります。

▼問い合わせ先

税務課 賦課係
☎(62)2113
登記に関するお問い合わせは、福島県地方税務局若松支局
☎(27)1501 または、お近くの司法書士、土地家屋調査士にご相談ください。

自動車・軽自動車の登録(移転・変更・抹消)はお済みですか

次に該当する人は、令和2年3月31日(火)までに登録手続きを済ませましょう。

- 住所が変わった
- 自動車・軽自動車を人に譲った
- 廃車した
- 自動車・軽自動車の所有者(使用者)が亡くなった

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日現在における所有者(ローン購入の場合は使用者)に課税されます。例年、「持っている車の納税通知書がきた」「納税通知書がない」などの問い合わせが多く寄せられていますので早めにお手続きください。

「所在不明の軽自動車の手続き」

売却・廃車・滅失などにより車両番号標識(ナンバープレート)の所在が不明であるために抹消登録ができない軽自動車については、廃車や滅失の事実が分かる書類など(関係官公署の証明書または解体証明書など)

【登録の手続き窓口】

普通自動車	乗用車・トラック 大型オートバイなど	福島運輸支局 ☎050(5540)2015
軽自動車	排気量660cc以下の四輪、 または三輪の自動車	軽自動車検査協会福島事務所 ☎050(3816)1837
小型二輪車	排気量250ccを超える二輪車	福島運輸支局 ☎050(5540)2015
軽二輪車	排気量125ccを超え、 250cc以下の二輪車	福島県軽自動車協会 ☎024(546)2577
原動機付自転車 小型特殊自動車 (農作業用・その他)	排気量125cc以下の二輪車、 トラクター・コンバイン・フォークリフトなど	猪苗代町役場 税務課 ☎(62)2113

をご持参のうえ、税務課までご相談ください。

また、廃車や滅失した時期が不明となっている場合はお問い合わせください。

▼問い合わせ先
【軽自動車税】
税務課 賦課係
☎(62)2113

【自動車税】
県会津地方振興局 県税部課税第二課
☎(29)5261

クリスマス献血を実施します 皆様のご協力をお願いします

日時：12月24日(火) 午前9時～午後5時
場所：役場正面玄関前

冬場は風邪をひいて体調を崩したりする人が多く、血液が不足しがちです。400ミリ献血へのご協力をお願いします。クリスマスならではの特別なプレゼントを用意して、皆さんの来場をお待ちしています。



けんけつちゃん

善意をありがとうございます

町に寄せられた善意を紹介します。

○教育振興事業協力金として
株式会社ジー・アイ・ピー 739,321円

○災害復興支援協力金として
岩崎愛子さん(東京都) 50,000円
中村孝子さん(静岡県) 30,000円
小須田治祐さん(小水沢) 10,000円
全国町村議会議長会 30,000円
全国町村会 30,000円
全国国公立幼稚園・こども園長会、全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 100,000円

東北電力株式会社社会津若松電力センター
LED防犯灯 15基

役場

年末年始の役場業務のスケジュール

町役場の業務は、12月28日(土)から1月5日(日)まで休みになります。

各種証明書の発行や水道の開閉栓はできません。各種証明書が必要な人や水道使用開始(停止)予定のある人は、早めに手続きをしてください。

なお、休業中でも婚姻届、死亡届や火葬場の予約などは受け付けます。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62) 2111
町民生活課 町民係
☎(62) 2114
上下水道課 水道管理係
☎(62) 5622

案内

新年あいさつ交歓会を1月6日に開催します

年頭にあたり、さらなる町政伸展を誓うため「新年あいさつ

交歓会」を開催いたします。どなたでも予約なしで、ご参加いただけます。

▼開催日時 1月6日(月) 午前11時30分

▼開催場所 町役場3階 正庁

▼会費 500円

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県市町村)や特殊法人(N・T・J・Rなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時 12月18日(水)、2年1月15日(水) 午後1時から午後3時まで

▼場所 町役場3階 第4委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

掲示板

告示

・第50号「平成31年度第1期固定資産税督促状の公示送達」(税務課収納係)

・第51号「猪苗代町議会臨時会の招集」(総務課行政管理係)

・第52号「猪苗代町介護者激励金支給要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課高齢者福祉係)

・第53号「猪苗代町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱」(企画財務課企画調整係)

・第54号「猪苗代町議会臨時会の招集」(総務課行政管理係)

・第55号「国民健康保険被保険者証再交付に係る無効告示」(町民生活課国保年金係)

・第56号「町民税納税通知書の公示送達」(税務課賦課係)

・第57号「平成31年度軽自動車税督促状の公示送達」(税務課収納係)

・第58号「担保権設定等財産の差押解除通知書の公示送達」(税務課収納係)

・第59号「国民健康保険被保険者証再交付に係る無効告示」(町民生活課国保年金係)

・第60号「猪苗代町議会定例会

の招集」(総務課行政管理係)

・第61号「平成31年度第1期町民税督促状の公示送達」(税務課収納係)

・第62号「平成31年度国民健康保険納税通知書の公示送達」(町民生活課国保年金係)

・第63号「軽自動車税環境性能割の減免に係る対象車両に関する協定書の締結後の告示」(税務課賦課係)

・第64号「国民健康保険被保険者証再交付に係る無効告示」(町民生活課国保年金係)

公告

・第25号「令和元年6月分「農用地利用集積計画」(農業委員会農地係)

・第26号「農用地利用集積計画の取消し」(農業委員会農地係)

・第27号「令和元年度における猪苗代町の発注予定工事情報」(企画財務課財務係)

・第28号「抑留犬の公告について」(町民生活課環境係)

・第29号「令和元年7月分「農用地利用集積計画」(農業委員会農地係)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課に問い合わせください。

除雪作業にご協力を！



猪苗代町および福島県では、冬期間道路交通の安全確保のため道路の除雪作業を実施しています。

●町と県からのお願い

冬期間の除雪は、行政と住民の皆さんの相互理解と協力連携が必要不可欠です。除雪作業を安全かつ速やかに行うため、次のことについてご理解とご協力をお願いします。

◇除雪車には近寄らないようにしましょう！

除雪車周辺は、運転手の死角になり大変危険です。事故を防ぐためにも作業中の除雪車へ近づかないでください。

◇流雪溝の利用後は蓋を閉めてください！

流雪溝の利用後に蓋を開けておくと、人が転落するなど重大事故につながる恐れがありますので、必ず蓋を閉めてください。



◇自宅前の雪の処理にご協力ください！

除雪車が通った後は、宅地の出入り口に多少の雪が残ってしまうことがあります。各家庭や近所の皆さんで協力し合い、除雪をお願いします。

◇路上駐車や道路への雪捨てはやめましょう！

路上駐車や道路への雪捨ては、通行の妨げとなり、交通事故発生の原因となります。円滑な道路通行を確保するため、支障となる行為はやめるようご協力をお願いします。

◇深夜・早朝の除雪にご理解ください！

通勤・通学の時間帯に合わせるため、深夜から除雪作業を行うことがあります。騒音や振動によりご迷惑をお掛けすることもあります、ご理解をお願いします。



【道路交通に関する問い合わせ先】

○町道
町建設課 建設係 ☎(62) 2118

○国道115号・459号および県道
県猪苗代土木事務所 業務課 ☎(62) 3102